

第 2 章

社会経済状況

第2章 社会経済状況

2.1 社会経済的背景

2.1.1 ブラジル国の社会経済概況

ブラジル国は、日本国の22倍に相当する約851万km²（IBGE）の広大な面積を有し、5大地域（北部、北東部、南東部、南部、中西部）に大別される。調査対象地域が位置する北部地域は、最大の約385万km²（国土の約45%）を占めている。各地域間では、自然条件をはじめ、それぞれの社会経済状況で著しい差異がみられる。

ブラジル国の総人口は、約1.6億人（1994, IBGE）と推定されている。産業中進国でありながら、都市人口が圧倒的に多く約75%を占め、残りの約25%は地方または農村地域に居住している。人口の増加は、1991年のセンサス以降、年1.4%の平均増加率を示したが、最近の2～3年は、1.0%程度に鈍化している。

ブラジル国は南米最大の国家として、南米地域において指導的な役割を果たしながら、自国においても、社会経済の安定発展のために、多様な施策を実施してきた。一人当たりの国内総生産（GDP）の平均は約US\$ 4,120（1998）である。

社会経済の基本指標は、以下のとおりである。

表 2.1-1 主要社会経済指標

項目／地域	北部	北東部	南東部	中西部	南部	全国
面積 (千 km ²)	3,870	1,561	927	1,612	577	8,547
(%)	(45.3)	(18.3)	(10.9)	(18.9)	(5.8)	(100)
人口 (百万)	12.1	46.2	69.8	11.2	24.4	163.7
(%)	(7.0)	(28.9)	(42.7)	(6.4)	(15.0%)	(100%)
人口密度 (人／km ²)	2.7	27.3	42.7	5.9	33.5	18.8
都市人口 (%)	62.3	65.2	89.3	84.4	77.2	77.5
農村人口 (%)	37.7	34.8	10.7	15.6	22.8	22.5
非識字率 (%)	12.4	28.7	8.7	11.6	8.9	14.3
人口増加率 (%)	2.4	1.1	1.3	2.2	1.2	1.6
人間開発指数	0.727	0.608	0.857	0.848	0.860	0.739
GDP／人 (US\$)	2,738	1,845	5,744	4,338	4,389	4,122
GDP 占有率 (%)	4.9	12.7	59.4	7.2	15.9	100

出典：Brazil Almanaque 2000

調査対象地域の位置する北部地域は、国土面積の45%を占めているが、人口は7%にしかすぎない。平均人口密度も、5地域で最低である。また、国内総生産に占める北部地域の割合は、4.9%にしかすぎない。

ブラジル国は、行政的に 27 州に分けられている。各州間の経済格差が存在し、この経済格差は、税収の調達力をはじめ、州参加基金（FPE）および郡参加基金（FPM）の関連資金の州・郡に対する分配方法に関連している。連邦政府は、財政面の弱い州に対して、交付金制度を通して支援を行なっている。連邦政府は多年度計画の開発戦略として、地域間の不均衡の解消を目的に、開発の遅れている地域において社会基盤事業を実施し、教育、保健衛生面の改善に高い優先度を置いている。

2.1.2 パラ州の社会経済概況

パラ州は、ブラジル国の北部地域に位置し、アマゾン地域全体の 24%に相当する 125 万 km² の面積を有し、アマゾナス州に次ぐ第 2 の面積の州である。州都のベレン等の市街地区、地方の集落や産業用地はわずかである。パラ州および州都のベレンは、アマゾン地域の開発初期の 1616 年に創立された。1960 年代以降、アマゾン横断道路やベレンーブラジリア道路の建設、大カラジャス計画やツクルイ発電所の建設等、巨大プロジェクトの開始により、地域の特徴である豊富な鉱物資源・森林資源の開発と農牧業を基盤とする地域の社会経済構造を形成してきた。

パラ州の総人口は、約 560 万人（1997）であり、州都のベレンの人口は、その 1/5 に相当する約 110 万人である。また、都市人口と農村人口との割合は、50：50 であり、他州と比較して農村地域の人口の割合が大きい特徴がある。また、先住民は現在も森林奥地の保護地区に居住している。パラ州の一人当たりの GDP は、全国平均の US\$ 4,122 に対して US\$ 2,524（1998）で、北部の平均より少ない。パラ州の社会経済は、他地域と比較して低い水準に位置しているといえる。

経済活動の部門別では、ブラジル国最大の鉱石埋蔵量を誇る鉱業が最大で、全国生産の大半を占めている。世界最大級の鉄鉱山であるカラジャス鉱山は、調査対象地域の南側に位置している。鉱業部門に次いで、電力部門と漁業部門が地域の GDP に占める割合が高い。漁業部門では、大半が小規模漁民でありながら、全北部地域の漁獲量の半分を占めている。農牧業では、多くの土地を大規模農家が所有しており、粗放な放牧での牛飼育を主体とした営農形態であり、他に米作や果樹栽培が行なわれている。また、豊富な森林資源による木材生産は、州財政に貢献しているが、行政による規制実施の効果の弱さや住民の生活のための不法伐採や未登録木材開発が、後を絶えない現状がある。

2.2 開発計画の概要

2.2.1 国家開発計画

(1) 概要

近年のブラジル国政府の政策は、慢性化したインフレの沈静化に重点が置かれ、その他の経

済政策は、その影響を受けている。1994年に実施されたレアルプラン以降のブラジル国経済の特徴は、インフレの抑制、通貨の安定、貿易の開放と市場のグローバリゼーションの進展、中央政府の権限縮小と緊縮財政および民間資金の活用による投資の活性化、行政改革等で特徴付けられる。

農業部門は、高金利政策、農業部門への補助の削減、輸入代替による穀物価格の低迷およびレアル高為替政策等の影響を直接的に受け、農家の大半が、多額の債務と不良債権を抱えている。農業部門は、輸出において重要な地位を占めていたが、その弱体化は、貿易収支の悪化を招くとともに、農村部での雇用機会を減少させる等の悪影響を発生させることとなった。このため、農業部門の強化が重要課題となっている。連邦政府は、その改善策のため、不良債務の解消、農業融資資金の増大、基幹交通網の整備による流通面の改善等により農業部門の競争力強化を図ろうとしている。

(2) 多年度計画

ブラジル国の国家開発計画と位置付けられる多年度計画（Plano Plurianual 2000～2003：PPA）は、長期の国家開発ビジョン（Estudo de Eixos Nacionais de Integração e Desenvolvimento 2000～2007：Axes）に基づいて作成されている。

Axesの特徴は、州境等の行政区分に制限されずに、国の経済地理や財・サービスの流れ（物流）に着目して、全国を9の大きな開発地域（axes）に大別し、地域格差の問題を新しい視点から捉えようとするところにある。調査対象地域は、中西枢軸－アラグアイア・トカンチンスおよび西地方に属しており、アマゾン枢軸とは異なっている。Axesには、8年間の持続可能な開発に不可欠な4分野として、① 経済インフラ（運輸、エネルギー、通信）、② 社会開発（教育、保健、上下水道、大衆住宅）、③ 環境保全、④ 情報・知識の各分野を選定し、多様なプロジェクトが列挙されている。8年間で官民合わせてUS\$ 1,800億の投資が必要であり、50%は民間資金であり、経済インフラが59%を占めている。

一方、PPAは、連邦政府の今後4年間の開発戦略を示したものである。4年間で約R\$ 1兆1,130億の支出を計画し、全体で365のプロジェクトから構成されている。PPAの戦略的な基本目標は、a. 安定を伴った経済成長（経済の安定）b. 所得分配の社会的・地域的不均衡是正をもなった経済成長（社会的・地域的不均衡の是正）c. 競争力・生産性向上を伴った経済成長（生産性・競争力の向上）d. 環境への配慮を伴った経済成長（環境との共生）である。

これらの目標を達成するための政策手段として、経済インフラの整備、知識・情報の整備、国土開発軸（Axis）の概念の導入、社会開発プログラムの充実、責任ある財政運営、自然資源の活用・保全、民間イニシアチブの参加をあげている。また、マクロ経済のシナリオとしては、物価の安定（インフレ率3%程度）、成長率の持続（5%程度）、雇用の創出（年平均2.7%の雇用拡大）と所得の増大、対外輸出の増大、財政の調整を目標としている。

AxesおよびPPAでは、環境保全を投資機会としてとらえる視点に特徴がある。単に保全する

のではなく、国立公園として、バイオ研究の宝庫として、エコツーリズム等により、保全しながら活用し、そこに雇用と所得機会を創出するという基本的な発想に立っている。

2.2.2 農牧林業部門の状況

(1) 概要

ブラジル国の農牧林業部門の基本的な開発条件は、地域的な自然条件や社会構造の差異、住民の農牧林業開発に対する慣習および中央・地方の複雑な行政制度に影響されてきた。広大な国土でありながら農村地域の人口は25%以下であり、膨大な利用可能な土地が残存している。しかし、実際には多様な自然的な制約があり、現在の耕作地面積は国土の8%に満たない。

農業政策においては、歴史的に中・大規模農家の育成に対する土地利用が優遇され、小規模農家または入植者に対する支援策は不十分であり、不均衡な基本政策が、今日まで継続されている。一方、国土の約65%が森林であり、林業・木材業に関してだけではなく、北部や北東部地域の地域資源としての潜在力が高く、多様な開発を可能としている。

(2) 農業政策の動向

ブラジル国の農業政策の根幹は、農業融資、農業保険および農産物最低価格保証の3本柱で構成されている。農業融資と農業保険は、全国農業融資システム（SNCR）により実施されており、農産物最低価格保証は、食糧供給公社（CONAB）により実施されている。

政府は、農業部門における農業融資の重要性を認識し、農業融資資金の予算増額を図るとともに、外国資金導入のための必要策および農業生産物手形発行による資金調達のための方策等を実施し、加えて政府資金以外からの資金の拡大を図ることにより農業部門の強化を図ろうとしている。利子率においても、短期資金融資に関しては低率の利子率を適用するように進めている。

しかし、近年の緊縮財政から、政府は長期開発戦略を維持しながら、農業開発も含め、可能な限り開発投資を限定する基本姿勢を維持している。また、種々の農業分野の関係機関を通じて、各州の農業特性を特定し、農牧林業に対する長期的な見直し策を講じ、農牧林業生産の周辺部を改善しながら、市場への政府介入を縮小している。

(3) 農業政策の基本方針

農業政策の基本は、食料の生産拡大、輸出戦略の維持、持続的農業の推進、資源保全の推進および雇用機会の拡大等に置かれており、これらの目的達成に向けて、農業融資の再検討、流通および供給面における国の役割の再定義、利子率の引き下げ等を重視している。

政策の実施にあたっては、民間主導を基本として以下の方策を講じようとしている。

- a. ブラジルコストの減額。金融分野における農業融資の固定金利化および利子率の減額。農牧業活動保証プログラム（PROAGRO）の保険料減額につながるような農業気象および土壌分類のゾーニング、生産者による資金調達の円滑化を図るための農業生産物手形（CPR）の発行。税制面では、商品・サービス流通税（ICMS）における基礎的生産物および半製品の輸出に関わる物品の免税。
- b. 生産者の収入維持、流通機能の近代化を図るための行政費用の削減。
- c. インフラ設備の効率性の向上。このための鉄道・港湾の民営化、道路、鉄道、水路、港の総合的活用。

一方、1995 年 1 月に発足したメルコスールが、加盟国アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイとの国境障壁を取り除いたため、ブラジル国の農業は、自由化の波に洗われ始めた。他に、2005 年発足予定の米州自由貿易圏（FTAA）構想があり、ブラジル国の農業は、このような国際動向に合わせた自由主義経済に対応した強い体質造りを迫られており、農業政策自体もこの機運に沿って大きく変わろうとしている。

2.2.3 国家森林計画

2000 年 4 月 22 日の国家官報に発表された同年 4 月 20 日付け法令 No. 3,420 により、大統領は、国家森林計画（Programa Nacional de Floresta: PNF）を打ち出した。その目的は、生態系の保護を可能とする持続的な開発を奨励するところであり、森林政策においては、他の分野とも制度的な調整を図りながら、国内外の市場の拡大を促進させることである。

PNF は、2000 年から 2003 年までのブラジル全土における施策に際して、総予算 R\$ 2 億 6,700 万を算定している。この計画では、天然林の管理運営、国内中南部に多い人工林から得られる林産物の増産等に重点が置かれている。

本計画は、環境省により作成中であるが、ブラジル国の森林開発、特にアマゾン地域において、重要な進展を期すものである。

2.2.4 アマゾン地域の開発

(1) アマゾン地域の開発の経緯

過去数十年の間に施行されてきた国家開発政策は、産業基盤の近代化と多角化、大規模な幹線道路網の整備、電話回線網の敷設、都市化整備等の事業と関連して、アマゾン地域における加速度的な人口の増加と経済成長を達成した。これによりアマゾン地域は、辺境にありながら、国内の他地域や外国との交流が活発な開かれた地域として、工業化と都市化の波にも現れることになった。

アマゾン地域の開発の中で代表的なものには、アマゾン横断道路（Transamazônica）、北部周

回道路（Perimental Norte）、カラジャス鉄鉱山開発、バルビナ水力発電ダム、セッラ・ペラーダ金鉱山採掘、西部アマゾン地域における INCRA の入植事業等がある。このような開発事業の結果として顕著になったことは、土地所有の一極化と土地に関する紛争、森林破壊の加速、地域社会の社会的・文化的秩序の崩壊、大規模水力発電ダムの建設による生態系の破壊、水銀を使用した砂金採取による河川の汚染、都市の膨張と地域住民の貧困等である。

一方、1990 年からの経済的な混乱、国家の破綻により、政治的な構造調整が必要となった。事業実施に対する環境面の規制措置の実施と国家の財政危機により、地域振興は極端に減少した。

（2） アマゾン地域開発の基本指針

現在の国家およびアマゾン地域の開発戦略は、6つの基本的指針に集約されている。それは、ブラジル前進プログラム（Programa Avança Brasil）および 2000～2003 年を対象とする政府の多年度計画（Plano de Ação Plurianual）に示されている。

- a. 持続的な成長が可能な経済基盤の構築とその安定化
- b. 雇用機会の創出と収入の増大をもたらす持続可能な開発の奨励
- c. 貧困の撲滅と市民権の確立および社会参入
- d. 民主主義の安定化と人権擁護
- e. 地域間格差の縮小
- f. 社会的弱者の権利の保障および偏見や差別の撤廃

これらの戦略指針は、幾つかの特別プロジェクトにより、ここ数年の間にも実施に移され、それらの本来の目的を達成することになる。

2.3 調査対象地域の概要

2.3.1 一般状況

調査対象地域は、パラ州の南東部、州都ベレンの南方約 500 km に位置するマラバ小地域であり、総面積は約 2 万 km²である。マラバ小地域は、5 郡から構成されているが、「小地域」とは地理的な集合体であって、行政単位ではない。マラバ市は、カラジャス鉄道とアマゾン横断道路およびベレン—Santana do Araguaia 州道（PA 150 号線）が交差する、調査対象地域の中心都市である。

調査対象地域の総人口は約 19 万人（1996 年）で、平均人口密度は 9.5 人／km²である。マラバ市の都市住民以外は、大半が農牧業に関連する産業に従事している。マラバ小地域では、1980 年代から人口が急増しており、年増加率は 11%（1996）を超えている。

調査対象地域の基礎データは次のとおりである。

表 2.3-1 調査対象地域の基礎データ（1996 年）

項目／郡	マラバ	São João do Araguaia	São Domingos do Araguaia	Brejo Grande do Araguaia	Palestina do Pará	マラバ小地域
面積（km ² ）	15,158	1,275	1,365	1,185	988	19,971
人口（人）	150,095	8,116	17,993	6,529	6,085	188,818
人口密度（人／km ² ）	9.9	6.4	13.2	5.5	6.2	9.5
都市人口（％）	82	26	41	58	58	74
農村人口人（％）	18	74	59	42	42	26

出典：Coordenadoria de Estatística Estadual - CEE, IDESP, 1999

2.3.2 地域発展の歴史

調査対象地域の地域経済は、伝統的な天然ゴムの樹液やブラジルナッツ等の林産物の採取によって発展してきた。1960 年代からは、入植事業を中心とした農牧業開発が急速に進んだ。70 年代からは、セッハペラーダ金鉱山への金採取人（ガリンペイロ）の参入、大規模な木材伐採や牧場開発が行なわれるようになり、林産物の採取から牧畜業中心の産業構造に変化した。その結果、天然林の伐採が進み、特に 70 年代のアマゾン横断道路の建設により、森林開発に拍車がかかった。

さらに、80 年代後半のカラジャス鉄道の敷設により、開発が著しく進展し人口も増加した。南に隣接する Parauapebas 郡には、世界最大規模のカラジャス鉄鉱山が位置しており、マラバ市にはここで採取される鉄鉱石を使用する精錬所がある。マラバ小地域は今後経済開発が急速に進展する地域と言われている。

2.3.3 地域経済の状況

調査対象地域は、パラ州および東部アマゾンの経済発展にとって戦略的とも思われる鉱石の埋蔵が見込まれている。この地域では、天然ゴム、ダイヤモンド、ブラジルナッツ、そして、木材の採取業は、それぞれ黄金時代を築いてきた。牧畜業は、大々的に導入され、現在では鉱山開発に並んで、この地域の重要な活動となっている。

調査対象地域の中心的存在であるマラバ市には、パラ工業開発会社（CDI）によって設置された工業団地がある。リオドセ社（Companhia Vale do Rio Doce - CVRD）による大カラジャス計画の遂行により、鉱業・製鉄業が地域経済の舞台に登場した。工業部門には、他に、木材、土木建設、瓦・レンガ製造等がある。

マラバ市は、ベレンー Santana do Araguaia 州道（PA 150 号線）、アマゾン横断道路（国道 BR 230 号線）、マラバー Dom Eliseu 国道（BR 222）およびカラジャス鉄道が交差する交通の要衝となっている。BR 230 号線はマラニョン州の Imperatriz で、BR 222 号線は Dom Eliseu で、それぞれベレンーブラジリア国道（BR 010）に接続している。一方、カラジャス鉄道は、西

はカラジャス鉄鉱山と、東はマラニョン州の São Luís とを結んでいる。さらに、空路では、マラバ市にジェット機が発着できる空港があり、ベレンおよびブラジリアとを結ぶ航空路線がある。

2.3.4 各郡の社会経済状況

(1) マラバ郡

調査対象地域の 5 郡では、マラバ郡が最大である。面積は約 1 万 5,200 km²で、人口は約 15 万人（1996）である。郡都であるマラバ市は、マラバ小地域の経済社会活動の中心都市である。

マラバ郡は、マラバ小地域の中央部から西部まで広がっており、マラバ小地域の半分以上の面積を占めている。マラバ市は、ベレンの南方約 475 km に位置し、2ヶ所の渡しがある州道 150 号線によりベレンと結ばれている。また、マラバ市では、アマゾン横断道路とカラジャス鉄道とが交差している。

(2) São João do Araguaia 郡

São João do Araguaia 郡の面積は、約 1,300 km²で、人口は約 8,100 人である。郡都は、アマゾン横断道路から約 25 km 奥まっており、孤立的な場所にある。São João do Araguaia 郡は、アラグアイア川とトカンチンス川の合流点に位置することから、数世紀前から周辺地域との河川輸送において、物品の積み降ろし場所および運航の中継点としての機能を果たしてきた。しかし、近年、船舶輸送は減少し、船着場として利用されなくなった。郡の産業は、農業と漁業が中心である。

(3) São Domingos do Araguaia 郡

São Domingos do Araguaia 郡はマラバ市の東方約 50 km に位置し、アマゾン横断道路から分かれたマラバと São Geraldo do Araguaia を結ぶ道路沿いに位置している。南方約 100 km に位置する São Geraldo do Araguaia までの道路は舗装されており、São Domingos do Araguaia 郡は、マラバ市とトカンチンス州との物流の中継地点の役割を果たしている。面積は、マラバ郡に次ぐ約 1,400 km²で、人口は、約 1 万 8,000 人である。主要な産業は、農牧業である。

(4) Brejo Grande do Araguaia 郡

Brejo Grande do Araguaia 郡は、調査対象地域の東部に位置し、郡都は、マラバ市から約 100 km の、アマゾン横断道路から少し南方の場所に位置している。Brejo Grande do Araguaia 郡は、以前は大面積を有していたが、マラバ郡をはじめ周辺の郡が分離独立したため、現在は小郡となっている。面積は約 1,200 km²で、人口は約 6,500 人である。地域の産業は農牧業であるが、一部の住民は、アマゾン横断道路を走る定期バスを利用し、マラバ郡やその周辺地域に

出稼ぎに行っている。

(5) Palestina do Pará 郡

調査対象地域の東端に位置する Palestina do Pará 郡は、1991 年に Brejo Grande do Araguaia 郡から分離独立した新しい郡である。郡都はアマゾン横断道路から南方約 5 km に位置している。面積は、約 1,000 km²で、人口は、約 6,100 人である。郡庁や関係機関の建物や設備は未整備であり、郡の関係資料やデータも不十分である。主要な産業は農牧業であるが、岩礫の多い起伏の大きい地形条件から耕作地が少ない。

2.3.5 入植地の概要

調査対象地域には多くの入植地があり、多数の人口を抱えており、地域の社会、経済、環境に大きな影響を与えている。入植事業を推進するために、マラバ市に INCRA の事務所が設置され、パラ州南部地域の入植事業の業務を行っている。

入植事業は、1960 年代のアマゾン横断道路の建設時期から始まり、1970 年代の地域産業の発展に伴って他地域から、入植者を受け入れるプログラムが導入された。さらに、最近は土地無し農民運動に関連する入植事業が増加している。

調査対象地域の入植地の状況は以下のとおりである。

表 2.3-2 入植地の状況

郡	入植地の数	入植地の面積	入植家族数	入植人口※
マラバ	36	405,569 ha	8,348	33,392
São João do Araguaia	5	26,896 ha	854	3,416
São Domingos do Araguaia	9	49,567 ha	1,258	5,032
Brejo Grande do Araguaia	2	4,104 ha	179	716
Palestina do Pará	4	13,715 ha	334	1,336
合計	56	499,851 ha	10,973	43,892

注：一家族当たり平均 4 人として計算

出典：INCRA, 1999

入植地はマラバ郡に偏在しており、一入植地の平均面積は約 8,900 ha で、平均 196 家族が入植している。総入植者数（約 44,000 人）は、マラバ小地域の全人口の約 23%を占めている。

各郡の入植地の状況は次のとおりである。

(1) マラバ郡

入植地の数は、マラバ郡が最多で 36 ヶ所あり、総面積 405,569 ha、8,348 家族が入植している。一家族当たりの平均面積は 48.5 ha であり、入植人口は一家族当たり平均 4 人として試算

すると約 33,400 人となる。

全入植地面積は、総郡面積の 27%を占めており、マラバ郡において入植地の生産活動の影響は大きいと言える。入植地は、マラバ市およびアマゾン横断道路に近い場所と西部の奥地とに大別される。前者は、交通の便が良いため、一部の土地は売買や流用の対象となっている。郡は、INCRA と EMATER との協力で、多数の生活安定や農業支援プログラムを計画している。しかし、西部の奥地に位置する入植地では、基本的な社会インフラが、十分に整備されていない。

(2) São João do Araguaia 郡

São João do Araguaia 郡には 5 ヶ所の入植地があり、総面積 26,896 ha、854 家族が入植している。一家族当たりの平均面積は 31.5 ha であり、入植人口は約 3,400 人である。入植地はマラバ市に隣接して位置するため、土地の転売や流用が激しい。

(3) São Domingos do Araguaia 郡

São Domingos do Araguaia 郡には 9 ヶ所の入植地があり、総面積 49,567 ha、1,258 家族が入植している。一家族当たりの平均面積は 39.4 ha であり、入植人口は約 5,000 人である。郡の立地条件が比較的良いため、土地無し農民の占領対象となりやすい。現在、占有地の 60%が INCRA の入植地として認定されているが、残りの 40%は紛争中である。

(4) Brejo Grande do Araguaia 郡

Brejo Grande do Araguaia には 2 ヶ所の入植地があり、総面積 4,104 ha、179 家族が入植している。一家族当たりの平均面積は 23 ha であり、入植人口は約 700 人である。最近、もう一ヶ所の入植地が計画されている。これらの入植地の立地条件は Palestina 郡よりは比較的良いが、基本的な社会インフラの整備は不十分である。

(5) Palestina do Pará 郡

Palestina do Para 郡には 4 ヶ所の入植地があり、総面積 13,715 ha、334 家族が入植している。一家族当たりの平均面積は 40 ha であり、入植人口は約 1,300 人である。入植地には、電気、給水等の基本的な生活インフラが整備されておらず、道路等の社会インフラの整備も不十分であるため、生活環境は劣悪である。

2.3.6 社会インフラの状況

調査対象地域の社会インフラは、マラバ郡では比較的整備されているが、その他の 4 郡では一般的に整備水準が低い。また、マラバ郡においても、マラバ市周辺部の整備水準は高いが、西部に行くほど整備が遅れている。特に、西端部では社会インフラはほとんど未整備と言え

る。他の4郡においても、一般的に、マラバ市からの距離と比例して社会インフラの整備水準は低下し、東端の Palestina do Pará 郡は、最低の状況にある。

マラバ郡を含め、各郡の都市部では、下水道以外の電気と給水に関しては比較的高い整備水準であるが、農村部では道路、電気、給水等の基本的な社会インフラの整備が非常に遅れている。教育施設に関しても、都市部では良好な施設であるが、農村部の施設は貧弱である。

2.4 土地利用と土地所有

2.4.1 土地利用の状況

(1) 土地利用

調査対象地域で農牧業に利用されている土地の面積は約 89 万 ha で、全体の約 45%を占めている。特に、東部の Brejo Grande do Araguaia 郡 (89%) と São Domingos do Araguaia 郡 (81%) で著しく高い。一方、西側のマラバ郡は比較的低い。このことは、東部においては残存する森林面積の割合が低く、西部のマラバ郡では森林面積の割合が高いと言える。

表 2.4-1 農牧業土地利用

項目／郡	マラバ	São João do Araguaia	São Domingos do Araguaia	Brejo Grande do Araguaia	Palestina do Pará	マラバ小地域
面積 (ha)	1,515,800	127,500	136,500	118,500	98,800	1,997,100
農牧業利用地 (ha)	535,375	93,591	110,827	105,266	54,407	889,466
(%)	(35)	(73)	(81)	(89)	(55)	(45)

出典：IBGE (Base de Informacoes Municipais, 1997)

(2) 農業土地活用と生産形態

調査対象地域の土地利用では牧草活用農家の面積が最大で、全体の約 51%を占めている。次いで天然林活用による採取農家の面積が続いており、約 39%を占めている。これは、パラ州平均の 24%と 53%と大きく異なっている。一方、永年作および短期作は少なく合計で全体の約 2.4%に過ぎない。

各土地利用別の平均活用面積は、土地資源の豊富なアマゾン地域に位置していながら非常に小規模である。

永年作	1.9 ha	牧草	134.7 ha
短期作	5.6 ha	天然林	104.0 ha
自然牧草地	52.9 ha	植林	23.6 ha

生産形態別の農家戸数は、牧畜農家が最大で、次いで短期作農家および採取農家が続いてい

るが、戸数の差は少ない。一方、牧草活用農家の面積は、永年作および短期作活用農家の面積の 20 倍以上である。

2.4.2 土地所有の状況

(1) 歴史的経緯

1950 年代後半に開始された当初のアマゾン開発では、土地の区画分割は、3,000 ha から 25 万 ha 程度の大面积であった。人口が急増した 70 年代を境に、50 ha から 200 ha の土地区画が行なわれるようになった。アマゾン横断道路の建設が進められるようになると、道路沿いに 100 ha 区画の入植地事業が行なわれた。80 年代には、流入した土地なし農民の大地主の私有地への侵入・占拠の問題が発生するようになり、社会問題として注目されるようになった。

現在、土地の所有権問題は、現ブラジルの社会・政治面において重要な問題の一つである。調査対象地域を含むパラ州および他州において、土地無し農民による土地占領の活動は、地域の治安や経済発展を阻害する一方、森林の消失、荒廃地の拡大にも大きく影響している。

(2) 土地所有と管理

ブラジル国では、植民地時代から近年の軍政時代を経て現在の民政に至るまで、広大な未開発な土地を系統的に管理してこなかった。また、低価値の土地に対する所有意識も薄かった。土地所有および土地管理に関しては、現在も、多数の制度や法令が錯綜している。

一般的に、土地の所有権は大きく公有地と私有地とに分けられる。公有地は、主に以下の機関により管理されている。

- a. INCRA の管理地：入植地や連邦政府の一般公有地
- b. ITERPA の管理地：パラ州の公有地
- c. FUNAI の管理地：先住民の保護地区（連邦政府の管轄）
- d. 郡の管理地：郡の公有地
- e. 連邦または州の特殊機関の管理地：国立公園、生物保護地区、国有林等

各機関の管理範囲が確定している地区以外は、所有権の所在が明確ではなく、これらの地区は土地占領の対象になったり、紛争が起こっていたりする。土地の所有権の紛争または獲得申請があった場合は、公的な調査が開始される。また、所有権の存在する土地区画でも各管理機関によって境界の齟齬があり、重複や空白部分が多数存在する。

(3) 土地の取得登記と売買

土地の所有権は、国家公布院によって監視されている。私有地の所有権登記は、各地の土地・不動産の登記所で行なわれ、これにより私有地の所有権が確定する。土地の所有権の照会はその地区の登記所に依頼することができるが、系統的な登記管理が行なわれていないために、

全容を明確に把握するのは非常に困難である。

INCRA と ITERPA は、開発行為に必要な土地の所有権移管のため、管理している公有地を開発事業または一連の私有権の申請手続きを通じて、利用者に譲渡または販売する権限を有している。このような手続で土地を取得した利用者は、登記所で所有権登記することにより、多少の条件付きで私有地にすることができる。ITERPA の権限では、州の公有地の確定後に 100 ha 以下は無償提供することができ、100～2,500 ha は販売することになっているが、過去の実績は明確にされていない。

また、INCRA の規定によると、入植者に配分された土地区画（25～100 ha、平均 40 ha）は、規定どおりに営農目的で使用しており、徴収の支払い満期になった段階で、法的な手続きを終了すれば、土地は入植者の私有地になる。期間は臨時所有権の発行の一年後から最長 12 年までの間であり、公証の登録が完了すると合法的な土地の所有権を獲得できる。

しかし、取得した土地に定着せず土地を転売する入植者もいるため、1 人の所有者が複数の区画を買い占めることにより、再び土地（私有地）の一極化が進んでいる地域もある。

（4） 土地の所有形態

1996 年の農業センサスによると、調査対象地域の農家の大半が自作農である。その他の形態としては、借地農、小作農、不法侵入農家などである。INCRA の非公式情報によると、調査対象地域の土地所有規模の割合は以下のとおりである。

表 2.4-2 土地所有規模の割合（％）

所有規模／郡	マラバ	São João do Araguaia	São Domingos do Araguaia	Brejo Grande do Araguaia	Palestina do Pará
大規模農家 (500～3,000 ha)	60	10	10	25	60
中規模農家(100～500 ha)	10	15	5	15	15
小規模農家 (100 ha 以下)	30	75	85	60	25

出典：INCRA, 2000（非公式）

2.5 調査対象地域の社会経済的特徴

調査対象地域であるマラバ小地域は、パラ州の南東部に位置しており、アラグアイア川を境にトカンチンス州と接している。地域の中心はマラバ市であり、アマゾン横断道路、ベレンーSantana do Araguaia 州道（PA 150 号線）とカラジャス鉄道が交差している。マラバ小地域は、カラジャス鉄鉱山を中心とするカラジャス開発の影響を直接的に受けてきた地域である。マラバ市は、カラジャス開発の中心的な都市であると共に、地域の生産活動に関連する人と物流の中心地となっている。

調査対象地域の開発の変遷は、常に土地問題と関係してきた。本格的な開発が開始された 1970 年代以降は、土地借用（1970 年代）、土地紛争（1980 年代）、家族農業への転換（1990 年代～現在）に 3 区分できる。

調査対象地域の社会経済的な特徴は、次のとおりである。

- a. カラジャス開発の影響が著しく強い、人口増加率が著しく高い、土地無し農民の土地侵入・不法占有活動が活発である、土地所有問題が多発している等、社会問題を多く抱える地域である。
- b. 住民の大多数が他地域からの入植者（初期の南部からの大土地所有者（牧場主）、最近の東北部からの入植者・土地なし農民）であり、地域の環境や伝統的な生産方式を知らない。
- c. 開発の歴史が古く、アマゾン地域で一番荒廃地が多い地域である。
- d. 木材生産、牧場開発、新規入植事業等のために、現在も森林伐採が急増している。
- e. マラバ小地域の 5 郡のうち、マラバ郡の占める面積、人口および社会経済的な影響が突出しており、全地域への影響力が大きい。一方、それ以外の 4 郡との格差が大きい。
- f. 全地域に、アマゾン横断道路建設時代から、現在に至るまでの多数の入植地が分布しており、現在も入植地が造成されている。
- g. 入植後、生活・生産面において問題を抱えた入植者は、他地域に転出することが多い。また、農村地域での雇用機会は限定されており、潜在的な失業者が多い。
- h. マラバ市および他の 4 郡の郡都以外では、一般的に、道路、上水、電気、貯蔵施設・設備、輸送施設等の社会インフラの整備が遅れている。特に、東端に位置する Palestina do Pará 郡は整備水準が低く最も貧困な郡である。
- i. 全域でマラリア等の風土病が流行しており、地域的にはマラバ郡の東部から Palestina do Pará 郡までの広範囲、特に入植地での蔓延が顕著である。
- j. アマゾン横断道路、ベレンーSantana do Araguaia 州道（PA 150 号線）、カラジャス鉄道、航空路の他に、アラグアイア川ートカンチンス川舟運システム等があり、輸送面での経済的な立地条件が比較的に優位である。